

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言再発令に伴う対応について

新型コロナウイルス感染拡大を受け政府は、令和3年1月8日から2月7日までを発令期間とする緊急事態宣言について東京、神奈川、埼玉、千葉の1都3県を対象に再度発令しました。当センターにおいては令和2年4月13日以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多岐にわたり対応してまいりましたが、引き続き、新型コロナウイルス感染症予防のため、次のとおり対応する。

1 対応期間 令和3年1月14日から2月7日まで

2 基本方針

令和2年3月に策定した「**新型コロナウイルス感染のまん延防止に係る取り組み方針**」を継続し、引き続き3密（密閉、密集、密接）の回避を図るため次の方針で対応する。

3 会員・職員へ要請

ア 就業する場合は、検温、マスクの着用、就業前後の手洗い、うがい、消毒など自己管理を徹底する。

イ 発熱、倦怠感などの体調不良が生じた場合は、事務局、発注先（派遣先）へ連絡し、休業する。

ウ 私生活においても、3密を避け、マスクの着用などこれまでと同様、慎重に行動することとする。

エ 風邪の症状や発熱が続く場合や強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、まずはかかりつけ医または神奈川県発熱等診療予約センター（電話番号：0570-04-8914）に電話相談の上、事務局にも連絡する。また、同居の家族が同様の症状となった場合または濃厚接触者となった場合も同様の対応とする。

4 職員への対応

(1) 勤務に当たって検温、マスクの着用、手指消毒等を徹底し、事務室等諸室の換気を十分確保する。

(2) 指定管理施設（市営駐輪場等）については、状況に応じて市と協議し、供用時間、人員体制等を調整する。

5 請負・委任業務（植木、除草、家事援助及び放置自転車監視業務等、シルバー人材センターが委託等を受けている業務）及び派遣業務（企業等へ派遣している業務）への対応について

(1) 就業については、2の基本方針を踏まえ、就業の状況等について発注先（派遣先）に確認する。

(2) 上記（1）の状況を踏まえ、会員と調整する。

(3) 会員の安全確保のため引き続き就業にあたっての感染症の予防対策の環境整備をお願いする。

(4) 会員への要請

就業における自身の安全確保のため就業を自粛する場合は、事務局へ連絡する。事務局は発注先（派遣先）と協議し、その結果を会員へ回答する。

6 シルバー人材センターの委託業務（生きがい会館清掃等）について

当センターは会員に委託している業務については、引き続き3密を回避するよう努める。

7 新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入減等に対する対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止策に伴い、当センターの事業収入に影響が出ており、国の助成金を始めとする各種助成金等の申請について検討する。

令和3年1月14日

公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター

理事長 田中 敏博